

# 協働による除雪の推進に関する取り組みについて

青森県 十和田市 建設部 土木課

## ○はじめに

青森県十和田市は、県南東部の中央に位置し、人口6万6千人、総面積725km<sup>2</sup>で、十和田八幡平国立公園に包括された「十和田湖」、「奥入瀬渓流」をはじめとする、全国的な景勝地を擁しております。

この地域は、かつて「人も住めない三本木」と唄にうたわれたほどの不毛の台地でしたが、江戸安政年間に新渡戸傳とその子・孫の三代に渡る人口河川「稻生川」(疎水百選)の上水と開田により、現在では青森県を代表する一大水田地帯となっております。

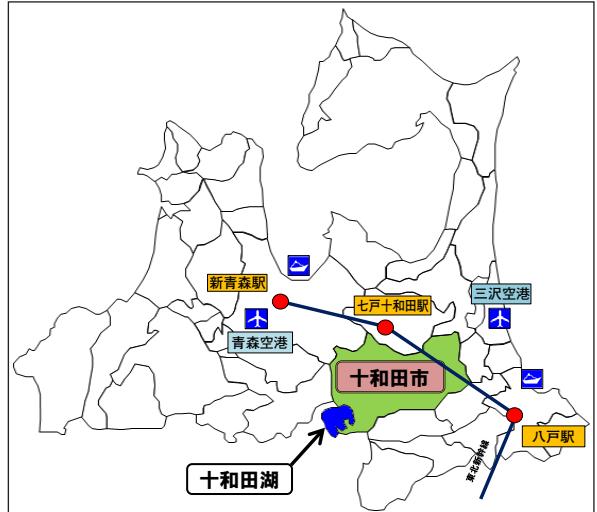


図1 位置図



写真1 十和田湖



写真2 十和田湖「乙女の像」

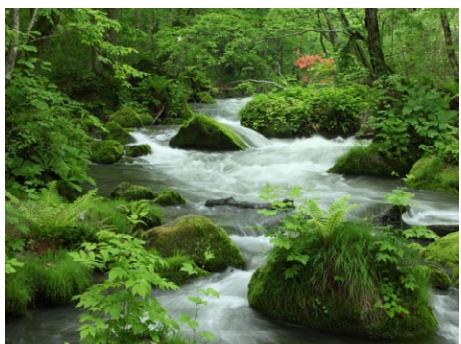


写真3 奥入瀬渓流

また新渡戸開墾は、上水・開田にとどまらず、京都の市街を模した土地利用となっており、近代都市計画の先駆的な取り組みがなされ、現在では整然と区画された市街地が形成されております。市街中心地の市道「官庁街通り線」は、日本の道百選に選ばれております。

本市は、フロンティア精神に充ち溢れ、近代的都市機能と雄大かつ美しい自然を有したまちです。



写真4 疎水百選「稻生川」



写真5 整然と区画された市街地



写真6 日本の道百選「官庁街通り」

# ○取り組みの経過

## 1. 除雪重機の減少

昨年5月、除雪配車計画のため除雪可能な重機台数を調査したところ、売却、老朽化による修繕不能等の事由から著しく減少しており、除雪作業時間を最大6時間（深夜2時～朝8時）に設定しても、なお12台の重機が不足（必要台数160台）する状況となりました。

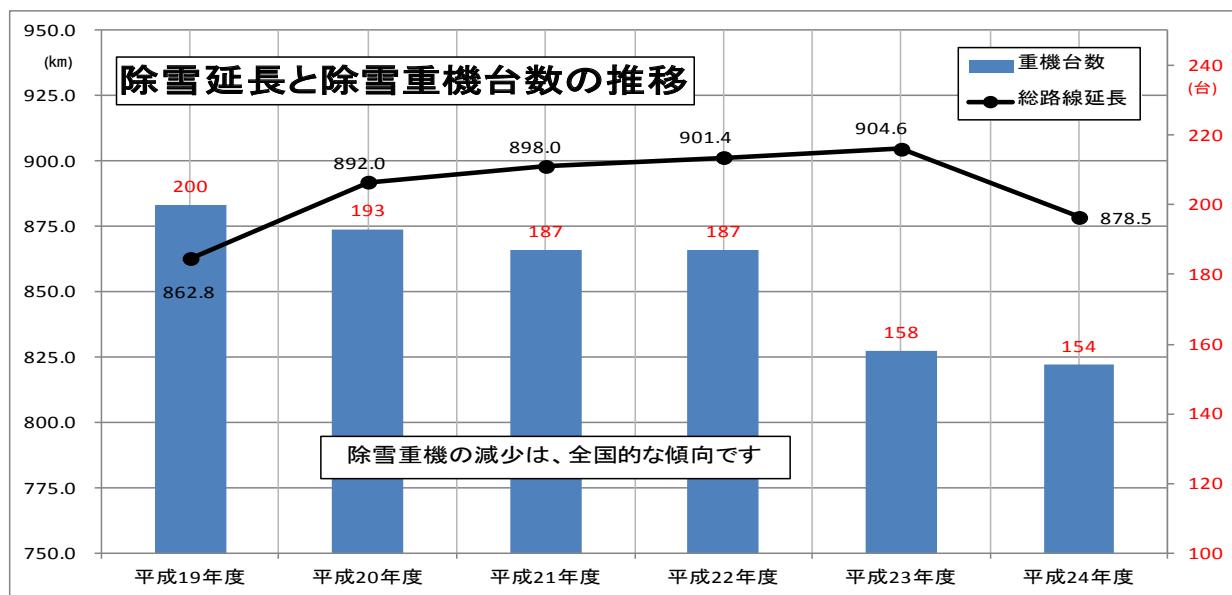


図2 除雪延長と除雪重機台数の推移

## 2. 除雪重機確保対策の検討（平成24年度）

除雪重機不足に対する緊急的対策として、次の3つの視点で検討を進めました。

### ①除雪重機の新たな確保対策

- ・新規除雪業者の参画要請（車道除雪2社、歩道除雪1社）
- ・除雪重機リース事業（市が3台の除雪重機をリースし、業者へ貸与）

### ②既存除雪重機の機能向上対策

- ・除雪重機の構造・能力に合わせた除雪路線への配車（重機と路線のミスマッチ解消）
- ・除雪重機機能アップ事業（除雪用アタッチメント9台、ハンドガイド2台、凍結防止剤散布車1台の除雪業者購入経費の一部助成）
- ・雪置場確保対策（62箇所）  
除雪作業の効率化を目的とした除雪業者専用の雪置場の確保（土地の賃借）

### ③除雪重機による除雪延長の縮減

- ・生活道路除雪パートナーシップ事業（11町内会、延長10.5km）  
町内会等が自主的に行う生活道路のトラクター等除雪の実施
- ・冬期間閉鎖路線の検討（26.1km）

# ○生活道路除雪パートナーシップ事業 <町内会等によるトラクター除雪>

## 1. 協働による除雪の検討

本市の農家においては、比較的大型の農業用トラクターを保有していることから、集落内生活道路における除雪協働について、検討・実施をおこないました。

【平成 24 年度実績：11 町内会、10.5 km】

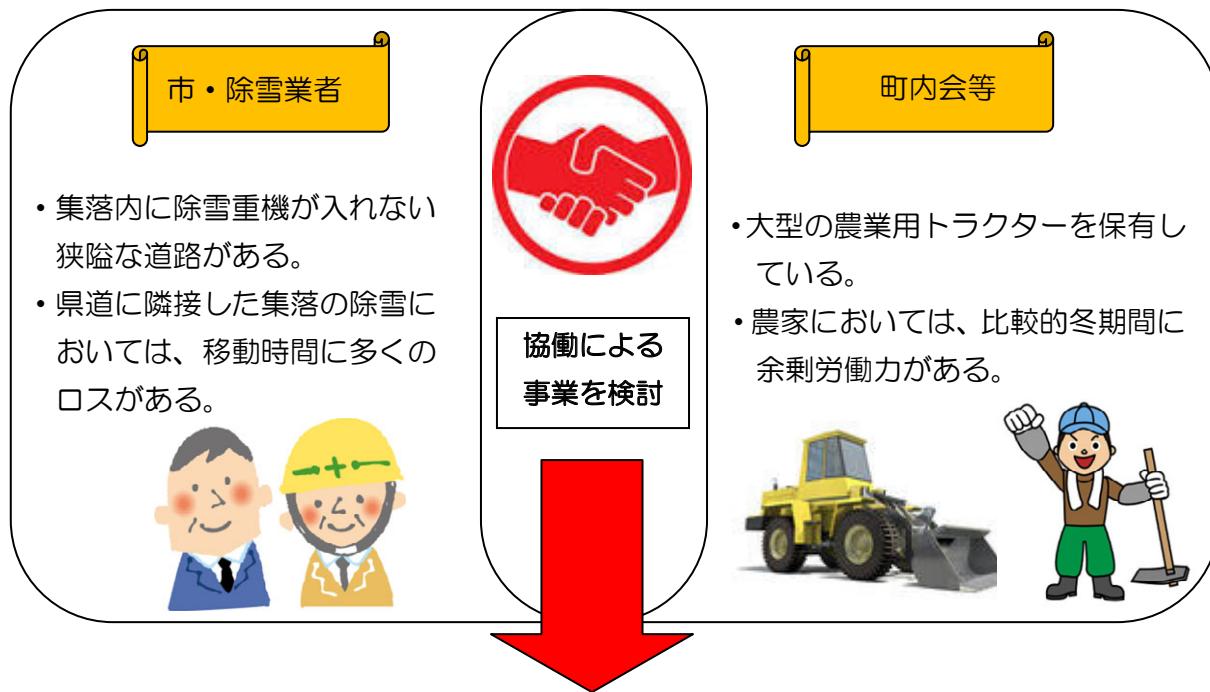


図3 生活道路除雪パートナーシップ事業イメージ図

## 2. 事業概要

①目的：除雪重機の減少を背景とし、市との協働により地域の特性にあった生活道路の除雪及び除雪マナー向上を図る。

②事業主体：除雪可能なトラクターを所有する町内会等

③事業内容：地域内生活道路の除雪、除雪マナー向上に関する地域話し合い活動

④支出基準

支出科目：交付金（除雪シーズン中の出動回数を想定して一括交付）

支出金額：路線延長に応じた金額（例）1 kmの除雪→約 200 千円の交付金

⑤協働による役割り分担

- ・圧雪等により地域での除雪が困難な場合は、要請に応じて市が除雪を行う。
- ・道路上の作業となることから、道路使用許可申請を行い、安全確保のため交通整理員等を配置のうえ、反射服・誘導棒（市からの貸与）を着用、使用して作業を行う。
- ・除雪に利用するトラクターについては、任意保険（対物・対人無制限）に加入する。
- ・道路使用許可申請等の文書手続きに関しては、市が補助代行する。
- ・道路使用許可申請料、任意保険料は、市が交付金へ別途算入する。
- ・除雪路線における“除雪作業中”的看板設置・撤去は、市が行う。

### 3. 作業状況

#### 【晴山町内会】

除雪延長 1,750m を、地域農業後継者 4 名が中心となりトラクター除雪を実施したケース

(左から 65・75・50 馬力)

早朝 4 時開始、1 時間半程度で作業を終了できました。

(代表：米田均さん、右側 1 人目)



写真 7 除雪作業者（晴山町内会）



写真 8 除雪作業風景（晴山町内会）



写真 9 除雪作業風景（晴山町内会）

#### 【横倉町内会】

除雪延長 1,610m を、大型トラクター 1 台で除雪を実施したケース（90 馬力）

路線的には、住宅がほとんどない水田地帯であり、雪寄せ場の心配もなく作業効率が良く、早朝 4 時開始で、2 時間半程度で作業を終了できました。

今年は専用のプラウを装着する予定です。

(代表：今泉正利さん)



写真 10 除雪作業者（横倉町内会）

## ○事業実施の検証

### <効果があった事項>

- ・通勤、通学に合わせたタイムリーな除雪や間口に発生する寄せ雪の片付けを実施する等、地域に密着した除雪を行うことができ、地域から喜ばれた。
- ・地域の話し合い活動により、除雪期間終了後の石拾い、除雪に支障となる樹木の伐採ができた。
- ・早朝作業であったが、騒音の苦情もなく地域の理解が得られた。

<改善を要する事項>

- ・稼働日数が、市で積算した回数を大きく上回っており、交付金額を再考していただきたい。
- ・圧雪の剥ぎ取り、圧雪が緩んだ時の除雪が困難、市の除雪応援を徹底してほしい。
- ・砂利道の除雪は作業がしにくく、雪解け後の石拾いが大変。
- ・責任を感じて、雪が降ると心配で眠れなかった。

## ○今後に向けての課題

除雪重機の減少は、今後に向けて更に進行することが予想されることから、重機確保対策に加え、町内会等によるトラクター除雪を含めた市民協働を推進していく必要があります。

のことから本市では、本年度第三回定例会（9月議会）において、将来に向けて持続可能な除雪体制の確立を目指し、『十和田市協働による除雪の推進に関する条例』を制定しております。

<特徴的事項>

- ☆市民・市・除雪業者の役割りの明確化
- ☆市民の守るべき除雪ルールである遵守事項を規定
- ☆遵守事項が守られない場合における指導を規定

今後は、当該条例に基づき、市民・市・除雪業者の三者による除雪協働を、相互理解のうえで更に具体的に進めていくこととしております。